

第1回合志市総合政策審議会

令和6年7月8日

民生委員・児童委員 協議会連合会 松岡 博 様	区長連絡協議会 小西 淑子 様	副会長席 (選出後着席)	会長席 (選出後着席)	市長 荒木 義行	企画課長 佐藤 美和
-------------------------------	--------------------	-----------------	----------------	-------------	---------------

一般公募 千北 一興 様				老人クラブ連合会 青木 正男 様
一般公募 坂口 美果 様				障害者施設・団体 清原 美和 様
指名選任 小倉 仁美 様				市認可保育園連盟 田中 早苗 様
指名選任 志水 亜妃 様				スポーツ推進委員協議会 永尾 テル子 様
審議会委員経験者 月野 亜衣 様				商工会 宮原 妃道 様
審議会委員経験者 高山 祐二郎 様				農業委員会 平山 和敬 様
行政経験者 坂本 政誠 様	行政(県北広域本部振興課長) 錦戸 亨 様	防災士連絡協議会 古賀 寛治 様	P T A 連絡協議会 坂本 智子 様	ボランティア連絡協議会・社協 作野 淳一 様
				地域づくりネットワーク 野田 博之 様

合志市総合政策審議会 活動について

合志市総合政策審議会とは？

目的

市の総合計画や行政改革大綱などの策定、その他市の重要施策について、審議する組織です。（平成18年6月に設置）

委員

公募による委員、各種委員会・団体等から推薦された委員、学識経験を有する者から20人以内で組織。任期は2年。

活動内容

市長の諮問や必要に応じて、次のような事項について審議します。

- ① 合志市総合計画の策定
- ② 合志市の行政改革大綱や集中改革プランの策定
- ③ ①②の進行管理や行政評価
- ④ その他市長が必要と認める事項

平成18年6月27日

条例第173号

(目的)

第1条 この条例は、合志市総合政策審議会（以下「審議会」という。）の設置に関し必要な事項を定めることにより、合志市（以下「市」という。）の基本構想の策定及び行政改革を効果的に推進することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌する事務は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 総合計画の策定に関する事項
- (2) 行政改革大綱の策定に関する事項
- (3) 集中改革プランの策定に関する事項
- (4) 計画及び大綱の進行管理並びに行政評価に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱した委員20人以内をもって組織する。

- (1) 住民を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が適当と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、市長の諮問に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第7条 審議会の専門的な事務を分掌するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し、必要な事項は別に定める。

(専門的助言等)

第8条 審議会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、専門知識を有する者又は利害関係を有する者から意見を求めることができる。

(資料の提出等の依頼)

第9条 審議会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、関係機関又は団体に対して資料の提出、説明及び調査を依頼することができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、市長公室企画課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第8号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第9号）

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成22年12月17日条例第14号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

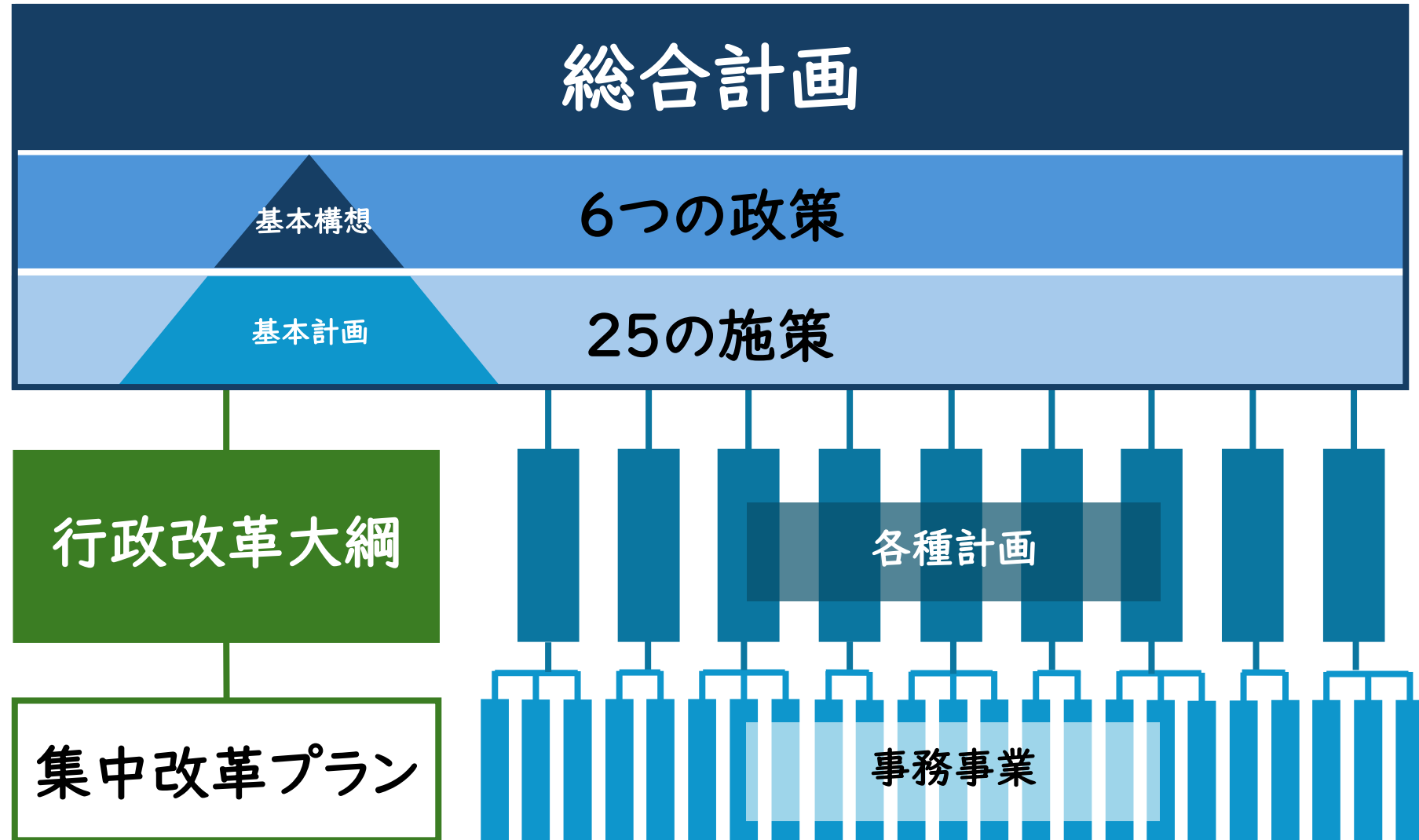
附 則（平成30年3月2日条例第1号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日条例第3号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

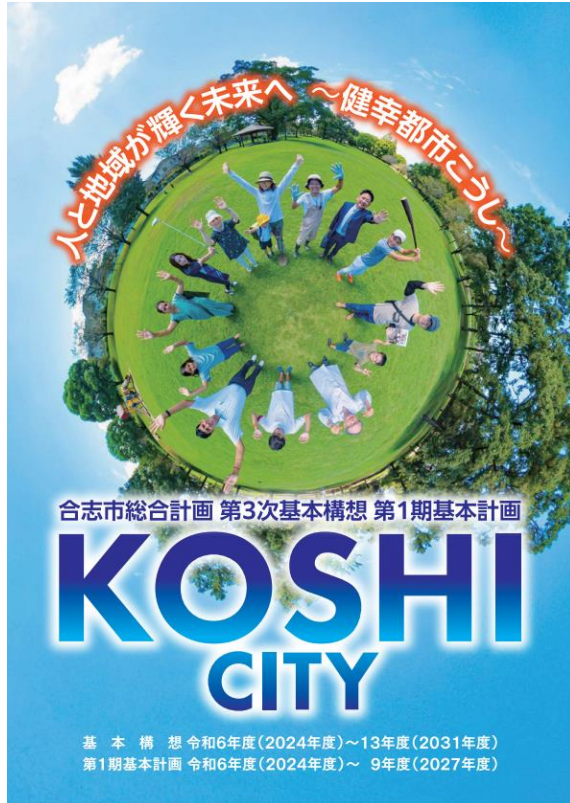
合志市の各種行政計画の位置づけ（イメージ）



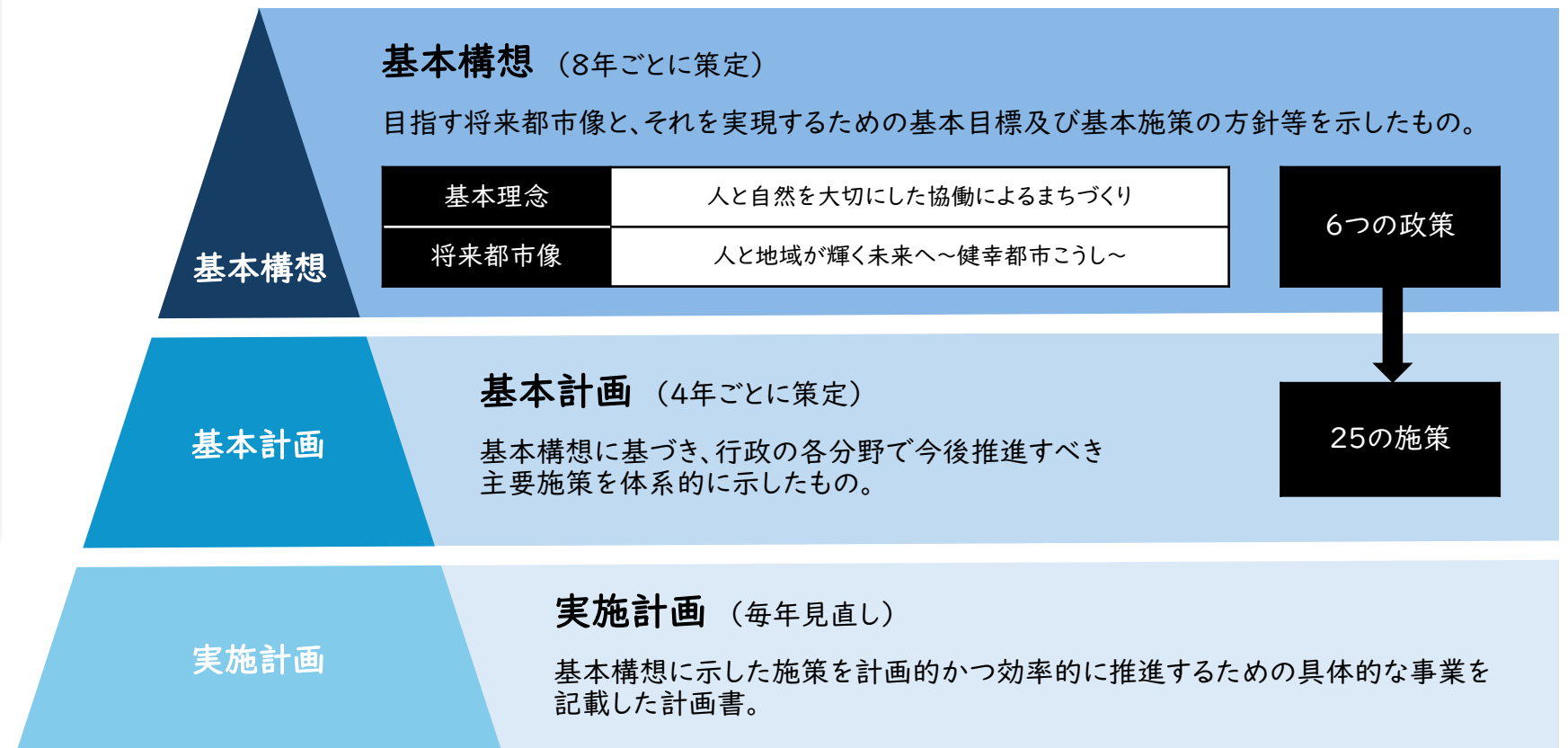
総合計画とは？

合志市のまちづくりの最上位計画。

将来都市像の実現に向けて施策・事業を行なっていくための指針。



令和5年度に策定しました



行政評価とは？

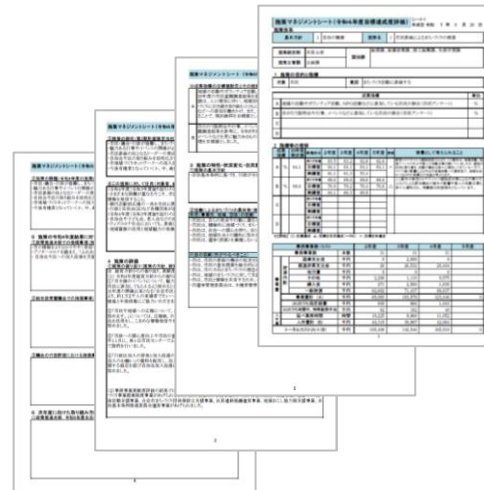
基本構想		基本計画
基本理念	6つの政策	25の施策
人と自然を大切にした 協働によるまちづくり	1 自治の健幸	1 市民参画によるまちづくりの推進 2 行政経営の推進・改革 3 持続可能な財政運営
	2 福祉の健幸	4 地域福祉の推進 5 こども・子育て支援の充実 6 健康づくりの推進 7 高齢者の自立と支援体制の充実 8 障がい者(児)の自立と社会参加の促進
	3 教育の健幸	9 義務教育の充実 10 生涯学習の推進 11 生涯スポーツの推進 12 人権が尊重される社会づくり 13 歴史・伝統・文化を活かした郷土愛の醸成
将来都市像 人と地域が輝く未来へ ～健幸都市こうし～	4 生活環境の健幸	14 防災・危機管理対策の推進 15 防犯・交通安全対策の推進 16 住環境の充実 17 水の保全・安定供給 18 廃棄物の抑制とリサイクルの推進 19 脱炭素・地球温暖化対策の推進
	5 都市基盤の健幸	20 計画的な土地利用の推進 21 計画的な道路の整備 22 公共交通の充実
	6 産業の健幸	23 農業の振興 24 商工・観光業の振興 25 企業誘致の促進と働く場の確保

市民の代表として
市の施策を評価してもらいます

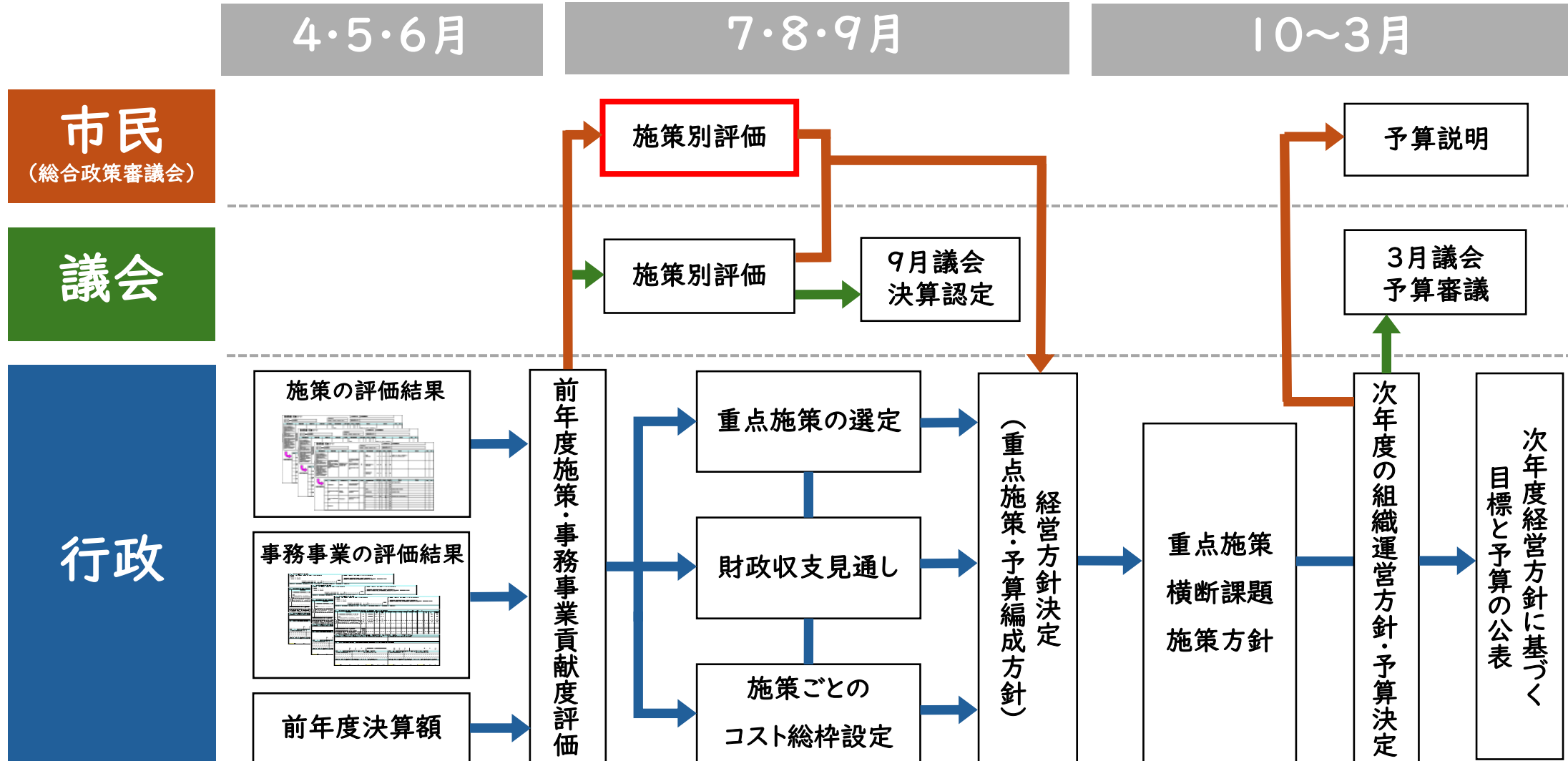
- ① 班に分かれ、市の施策ごとに統括部長から前年度の実績報告を聴きます。
- ② 市民の立場からの意見や指摘を出し、施策ごとの評価を行います。
- ③ 審議会委員の皆さんの意見を取りまとめて提出し、次年度の経営方針や予算策定に生かします。

◀ 施策ごとの目的や成果指標、課題、庁内での振り返り、指摘などをまとめた「施策マネジメントシート」

※ 令和5年度振り返りまでは28の施策



予算編成までの年間の流れ



行政改革大綱・集中改革プランとは？

合志市行政改革大綱

(令和2年度～令和5年度)
【第4期】



令和2年3月
合志市

行政改革を進めるための大綱

総合計画の将来都市像を着実に実現するために、市役所の仕事の進め方や考え方の方向性を示したものの。

合志市集中改革プラン

(令和2年度～令和5年度)
【第4期】

令和2年3月
合志市

行政改革大綱に掲げる重点事項について、具体的な取り組みを明示した計画。



令和6年度に大綱と集中改革プランの
【第5期】を策定します

令和6年度の活動内容まとめ

活動内容

- ① ~~合志市総合計画の策定~~
- ② 合志市の行政改革大綱や集中改革プランの策定
- ③ ①②の進行管理や行政評価
- ④ その他市長が必要と認める事項

年度	令和6年度										令和7年度	
月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
②				 ● 行政改革大綱・集中改革プランに関する審議								
③			● 行政評価（令和5年度振り返り）2回 ● →意見とりまとめ（書面を予定）									
④		● 委嘱状交付 活動内容説明 財政状況説明			○ふるさと創生基金活用事業に係る助成決定に関する審議 ○まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する審議 ○国土強靱化計画に関する審議 ○その他（各課からの議題など）					● 審議会活動の振り返り、総括 報告、次年度スケジュール説明		